

農道(旧法定外公共物)補修用資材交付における注意事項

- ① 本資材の交付は、農業施設管理団体等の共同作業に対して行うものであり、個人への交付は行いませんのでご了解願います。
- ② 申請書の受付から資材の交付までは、2週間程度の時間を要しますので、余裕を持って申請書を提出してください。
- ③ 交付は4月から10月の月末に1回程度行います。
ただし、年間の交付数量には限りがありますので、全ての要望にお応えできない場合があります。
- ④ 申請数量に対して交付される数量は、現地調査により査定しますのでご希望に添えない場合があります。
- ⑤ 現地調査にあたり農作業を行う地域の主要な道路に優先して交付します。
- ⑥ 1度に交付する数量の限度は、30m³を原則とします。(補修は、水たまり・ぬかるみ箇所を部分的にするもので、全線の補修は考えておりません。)
- ⑦ 申請書には、現況写真(1路線に1枚程度)と、箇所図(住宅地図等のコピーに補修箇所・搬入箇所・写真撮影位置・方向を記入)を添付してください。
- ⑧ 交付が決まると、委託業者から申請者に直接連絡が行きます。
資材交付前に、委託業者が作業前の写真を撮りますので、委託業者と資材搬入箇所・補修箇所について打合せを行ってください。
- ⑨ 資材交付後は、共同作業によりすみやかに敷き均し等を行ってください。
敷き均し後は効果を持続させるため、刈り草等を碎石の上に敷くことを避けてください。
- ⑩ 委託業者が完了写真を撮りますので、敷き均し完了後に委託業者へ連絡をしてください。併せて、業者が持参する「農道等補修用資材交付確認書」に署名・押印をお願いします。

申請書は以下の当課ホームページから
ダウンロード可能です。

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011240/1006840.html>